

R02.04.01 版
R03.01.15 編集

設計業務特記仕様書

I 業務概要

1. 業務名称 (仮称) つくば市児童発達支援センター内装設計業務委託

2. 計画施設概要

本業務の対象となる施設の概要を次のとおりとする。

(1) 施設名称 (仮称) つくば市児童発達支援センター

(2) 施設用途 児童福祉施設

3. 適用

本特記仕様書に記載された特記事項については「・」印に「※」印が付いたものを適用する。

4. 設計と条件

要求水準書案のとおり

II 業務仕様

本特記仕様書に記載されていない事項は、「建築設計業務委託共通仕様書」による。

1. 設計業務の内容及び範囲

(1) 一般業務の範囲

基本・実施設計に関する標準業務（工事施工段階で設計者が行うことに合理性がある実施設計に関する標準業務は含まない。）

※総合

※電気設備

※機械設備（給排水衛生設備、空調換気設備等）

(2) 追加業務の内容及び範囲

※建築積算（積算数量算出書（積算数量調書含む）の作成、単価作成資料の作成、見積収集、見積検討資料の作成）

※電気設備積算（積算数量算出書（積算数量調書含む）の作成、単価作成資料の作成、見積収集、見積検討資料の作成）

※機械設備積算（積算数量算出書（積算数量調書含む）の作成、単価作成資料の作成、見積収集、見積検討資料の作成）

※関係法令等に基づく各種申請手続業務

※リサイクル計画書の作成（コスト縮減調書、リサイクル阻害要因説明書の作成を含む）

※概略工事工程表の作成

2. 業務の実施

(1) 一般事項

(a) 基本・実施設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準に基づき行う。

(b) 積算業務は、監督職員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準に基づき行う。

(c) 設計にあたっては、工事現場の生産性向上（省人化や工事日数短縮）に配慮する。

(d) 設計にあたっては、積極的に県産品を活用した計画となるよう配慮する。

(2) 適用基準等

本業務に茨城県及び国土交通省が制定する以下に掲げる技術基準等を適用する。受注者は業務の対象である施設の設計内容及び業務の実施内容が技術基準等に適合するよう業務を実施しなければならない。

なお、貸与品及び市販されているもの以外は国土交通省ホームページに掲載している。

(a) 共通	(年版等)
・官庁施設の基本的性能基準	(平成25年版)
・官庁施設の総合耐震・対津波計画基準	(平成25年版)
・官庁施設の総合耐震診断・改修基準	(平成8年版)
・木造計画・設計基準	(平成29年版)
・木造計画・設計基準の資料	(平成29年版)
・官庁施設の環境保全性基準	(平成29年版)
※営繕工事積算基準（茨城県基準）	※貸与 (平成29年版)
※営繕工事共通費積算基準（茨城県基準）	※貸与 (平成29年版)
※営繕工事共通費積算基準資料（茨城県基準）	※貸与 (平成29年版)
※公共建築工事標準単価積算基準	(令和2年版)
※公共建築工事積算基準等資料	(令和2年版)
※営繕工事積算チェックマニュアル	(平成30年版)
※建築物解体工事共通仕様書	(平成31年版)

- (b) 建築
- ※建築工事設計図書作成基準 (平成 28 年版)
 - ※建築工事設計図書作成基準の資料 (平成 28 年版)
 - ※公共建築工事標準仕様書 (建築工事編) (平成 31 年版)
 - ※公共建築改修工事標準仕様書 (建築工事編) (平成 31 年版)
 - ※公共建築木造工事標準仕様書 (平成 31 年版)
 - ※建築設計基準 (平成 26 年版)
 - ※建築設計基準の資料 (平成 27 年版)
 - ※建築構造設計基準 (平成 30 年版)
 - ※建築構造設計基準の資料 (平成 30 年版)
 - ※建築工事標準詳細図 (平成 28 年版)
 - ※構内舗装・排水設計基準 (平成 27 年版)
 - ※構内舗装・排水設計基準の資料 (平成 27 年版)
- (c) 建築積算
- ※公共建築数量積算基準 (平成 29 年版)
 - ※公共建築工事内訳書標準書式 (建築工事編) (平成 30 年版)
- (d) 設備
- ※建築設備計画基準 (平成 30 年版)
 - ※建築設備設計基準 (平成 30 年版)
 - ※建築設備工事設計図書作成基準 (平成 30 年版)
 - ※公共建築工事標準仕様書 (電気設備工事編) (平成 31 年版)
 - ※公共建築設備工事標準図 (電気設備工事編) (平成 31 年版)
 - ※公共建築改修工事標準仕様書 (電気設備工事編) (平成 31 年版)
 - ※公共建築工事標準仕様書 (機械設備工事編) (平成 31 年版)
 - ※公共建築設備工事標準図 (機械設備工事編) (平成 31 年版)
 - ※公共建築改修工事標準仕様書 (機械設備工事編) (平成 31 年版)
 - ※雨水利用・排水利用設備計画基準 (平成 28 年版)
 - ※建築設備耐震設計・施工指針 ((一財) 日本建築センター) (2014 年版)
 - ※建築設備耐震設計・施工指針 ((一社) 公共建築協会) (平成 30 年版)
 - ・空気調和システムのライフサイクルエネルギーマネジメントガイドライン (平成 22 年版)
- (e) 設備積算
- ※公共建築設備数量積算基準 (平成 29 年版)
 - ※公共建築工事内訳書標準書式 (設備工事編) (平成 30 年版)

(3) 提出書類

- (a) 受注者は、業務に着手するときは、契約図書に基づき、次の書類を提出するものとする。
- ① 業務工程表 (様式第 2 号 (第 3 条関係))
 - ② 管理技術者及び照査技術者選 (改) 任通知書 (様式第 4 号 (第 9・10 条関係))
 - ③ 業務計画書 (様式第 9 号)
- (b) 受注者は、業務が完了したときは、業務完了届 (様式第 2 号 (第 5 条関係)) を提出するものとする。

(4) 業務計画書

業務計画書には、次の内容を記載する。

- ※業務工程 (様式第 2 号 (第 3 条関係)) と兼ねることができるものとする。)
- ※管理技術者 (様式第 4 号 (第 9・10 条関係)) と兼ねることができるものとする。)
- ※業務実施体制 (様式第 10 号)
- ※協力者がある場合は、協力者の概要及び担当する業務内容
- ※打合せ計画 (様式第 11 号)
- ※その他、監督職員が必要に応じ指定する事項

(5) 管理技術者及び主任担当技術者の資格要件

業務の実施にあたっては、次の資格要件を有する管理技術者及び主任担当技術者を適切に配置した体制とする。

(a) 管理技術者

管理技術者の要件は次による。

なお、受注者が個人の場合にあつてはその者、会社その他の法人である場合にあつては当該法人に所属する者を配置しなければならない。

※建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 2 条第 2 項に規定する一級建築士

※ 5 年以上の実務経験（建築士法施行規則第 10 条に定める内容をいう。以下同じ。）を有すること。

※管理技術者は、総合分野の主任担当技術者を兼務してよいこととする。

(b) 主任担当技術者

※主任担当技術者は、5 年以上の実務経験を有すること。また総合、電気、機械の分野毎に 1 名配置するものとする。ただし、電気と機械分野は兼務してよいこととする。

(6) 貸与品等

貸与品等	摘要

(7) 打合せ及び記録

打合せは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、監督職員に提出する。

(a) 業務着手時

(b) 監督職員又は管理技術者が必要と認めた時

(c) その他（ ）

(8) 成果物等の情報の適正な管理

(a) 次に掲げる措置その他必要となる措置を講じ、契約書の秘密の保持等の規定を遵守のうえ、成果物等の情報を適正に管理する。

なお、発注者は措置の実施状況について報告を求めることができる。また、不十分であると認められる場合には、是正を求めることができるものとする。

成果物等とは、

1) 業務の成果物（未完成の成果物を含む。）

2) その他業務の実施のため、作成され、又は交付、貸与等されたもの

等とし、紙媒体によるもののほか、これらの電子データ等を含むものとする。

① 発注者の承諾無く、成果物等の情報を業務の履行に関係しない第三者に閲覧させる、提供するなど（ホームページへの掲載、書籍への寄稿等を含む）しない。

② 業務の履行のための協力者等への成果物等の情報の交付等は、必要最小限の範囲について行う。

③ 成果物等の情報の送信又は運搬は、業務の履行のために必要な場合のほかは、発注者が必要と認めた場合に限る。また、必要となる情報漏洩防止を図るため、電子データによる送信又は運搬に当たってのパスワードによる保護、情報の暗号化等必要となる措置を講ずる。

④ サイバー攻撃に対して、必要となる情報漏洩防止の措置を講ずる。

⑤ 貸与品等の情報については、業務の履行に必要な範囲に限り使用するものとする。また、複製等については、適切な方法により消去又は廃棄する。

⑥ 契約の履行に関して知り得た秘密については、契約書に規定されるとおり秘密も保持が求められるものとなるので特に取扱いに注意する。

(b) 成果物等の情報の紛失、盗難等が生じたこと又は生じたおそれが認められた場合は、速やかに発注者に報告し、状況を把握するとともに、必要となる措置を講ずる。

(c) 上記(a)及び(b)の規定は、契約終了後も対象とする。

(d) 上記(a)、(b)及び(c)の規定は、協力者等に対しても対象とする。

(9) その他、業務の履行に係る条件等

- (a) 指定部分の範囲 ()
・指定部分の履行期限 ()
(b) 成果物の提出場所 (つくば市建設部公共施設整備課)
(c) 成果物の取扱いについて

提出された CAD データについては、当該施設に係る工事の受注者に貸与し、当該工事における施工図の作成、当該施設の完成図及び完成後の維持管理に使用することがある。

(d) 写真の著作権の権利等について

受注者は写真の撮影を再委託する場合は、次の事項を条件とすること。

- ① 写真は、市が行う事務で使用することができる。この場合において、著作者名を表示しないことができる。
② 次に掲げる行為をしてはならない。(ただし、あらかじめ発注者の承諾を受けた場合は、この限りではない。)
1) 写真を公表すること。
2) 写真を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。

3. 成果物、提出部数等

(1) 実施設計

成果物等	摘要
(a) 建築	
※建築設計図一式	※原図1部(A1版)、写し2部(A1版折りたたみ) ※現場用製本2部(見開きA3版) ※CD-Rによる提出
※特記仕様書	※A4判 1部 ※CD-Rによる提出
・	
(b) 電気設備	
※電気設備設計図一式	※原図1部(A1版)、写し2部(A1版折りたたみ) ※現場用製本2部(見開きA3版) ※CD-Rによる提出
※特記仕様書	※A4判 1部 ※CD-Rによる提出
※電気設備設計計算書	上記と同じ
・	
(c) 機械設備	
※機械設備設計図一式	※原図1部(A1版)、写し2部(A1版折りたたみ) ※現場用製本2部(見開きA3版) ※CD-Rによる提出
※特記仕様書	※A4判 1部 ※CD-Rによる提出
※機械設備設計計算書	上記と同じ
・	
(d) 積算	
※工事費内訳明細書 (建築、電気設備、機械設備)	※A4判 1部 ※CD-Rによる提出
※積算数量調書 (建築、電気設備、機械設備)	上記と同じ
※見積書等関係資料 (建築、電気設備、機械設備)	上記と同じ
※単価資料	上記と同じ

(建築、電気設備、機械設備)	
・	
(e) その他	
※リサイクル計画書	※A4判 1部 ※リサイクル阻害要因説明書、コスト削減効果調書（任意様式）を含む ※CD-Rによる提出
※概略工事工程表	※A4判又はA3判 1部 ※CD-Rによる提出
(g) 資料	
・各種技術資料	上記と同じ
・構造計算データ	上記と同じ
・各記録書	上記と同じ

(注)：設計図は、工事規模等により各分野の成果物をまとめることができる。

：設計図は、適宜、追加してよい。

：工事費内訳明細書等の作成は、営繕積算システム RIBC2（（一財）建築コスト管理システム研究所）による。

：積算数量調書は、原則としてExcel形式で提出するものとする。

：設計図は、CADにより作成し、DWG又はDXF形式及びPDF形式で提出するものとする。

：設計図の原図は白焼きとし、図面ケースに入れて提出するものとする。

：電子媒体（CD-R）の提出部数は各1部とする。

：成果物は、工事毎に作成し、提出するものとする。

：「CD-Rによる提出」が特記された成果物等は電子納品の対象とし、電子納品にあたっては、(2)によるものとする。

(2) 電子納品

CD-Rにより提出する場合は、下記によるものとする。

(a) 電子納品の対象となる各成果物等のファイル形式は、監督職員と協議のうえ決定するものとする。

(b) 成果物等を格納したCD-Rは、必ずウイルスチェックを行う。

ウイルス対策ソフトは特に指定しないが、新しいウイルスに対応できるものを導入し、常に最新の状態を保ち、最新のウイルスパターンの更新を行うものとする。

ウイルスチェックは、ウイルス存在の有無の確認、駆除を確実にを行うため、電子媒体に格納前のハードディスク上の電子成果物、電子成果物格納後の電子媒体で、計2回行うようにするものとする。

なお、CD-Rのレーベル面には下記の項目を直接印字するものとする（油性ペンによる手書きも可とする）。

記載事項	記載例
業務名称	〇〇中学校〇〇教室棟新築工事基本・実施設計委託
作成年月	令和〇〇年〇〇月
発注者名	つくば市長 〇〇 〇〇
受注者名	〇〇建築事務所
ウイルスチェックに関する情報	ウイルス対策ソフト名：〇〇〇 ウイルスパターンファイル：令和〇〇年〇〇月〇〇日版 チェック年月日：令和〇〇年〇〇月〇〇日
フォーマット形式	フォーマット形式：Joliet

